

# センター からの

2023  
秋号

## 岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1  
きらめきプラザ5階  
TEL 086 (226) 1019 (2023.9月発行)

## Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 定期購入トラブル  
～電話で注文したら意図せず定期購入に!?～
- 災害に便乗した住宅修理トラブル
- スポーツジム高額契約解約できない
- 自転車でも加害者に！  
～保険加入はお済みですか？～
- 消費生活講座ご案内

# お便り

## 消費生活に関するご相談は

### ●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999**

火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… **0868 (23) 1247**

月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～16:30

●消費者ホットライン **局番なし 188** (身近な消費生活相談窓口につながります。<sup>いや</sup>「188泣き寝入り」で覚えてください。)

### ●岡山県消費生活センター **FAX:086 (227) 3715**

ホームページ: <https://www.pref.okayama.jp/site/syohi/>

X (旧Twitter) アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス 山陽新聞 毎月1回掲載

## 定期購入トラブル

～電話で注文したら意図せず定期購入に!?～

拡大鏡が今なら通常価格の半額で販売されているという新聞広告を見て、注文するため販売業者に電話した。その際、販売業者から、「目に良いサプリメントがあるので拡大鏡と一緒にサプリメントのサンプルを送る」と言われ、お試しならいいと思いきり承諾した。後日、拡大鏡とサプリメント1袋が届いた。さらに1ヶ月後、同じサプリメントが届いた。請求書兼明細書をよく確認すると定期購入であることがわかった。



- 電話をかけて注文する時に、別の商品や複数月分の商品を勧められることがあります。興味がなければきっぱりと断りましょう。
- 興味を持った場合でも、すぐに注文せず契約内容をよく確認しましょう。
- 十分に理解できない場合は断りましょう。
- 意図せず定期購入の契約になっていることがわかったら、すぐに販売業者に連絡し、定期購入を申し込んでいないことを伝えましょう。
- 2023年6月改正特定商取引法の施行により、新聞広告・テレビCM・ウェブページ等をきっかけに、消費者が電話をかけて商品について問い合わせると、事前に触れられていない商品を勧誘され契約した場合は、電話勧誘販売に該当するとして、クーリング・オフできる場合があります。
- 困ったときは、すぐにお住まいの消費生活相談窓口にご相談しましょう。



# 災害に便乗した住宅修理トラブル

台風や大雨、地震などによる自然災害が毎年のように発生しています。

自然災害に便乗した悪質商法などの消費者トラブルも増加する傾向にあり、また、災害直後や被災地域でなくても、過去の災害を持ち出したり将来の不安をあおったりして勧誘され、トラブルになるケースも見られます。

## 不安をあおられて高額な修理契約

大雨の後「近くで屋根工事をしている。お宅の屋根が壊れていないか無料で点検する。」と業者が訪問してきた。点検してもらったところ、屋根の瓦が割れたりずれていたりする写真を見せられ、「このままでは台風が来ると瓦が飛んだり、もっとひどい状態になる」と言われた。「他社にも見てもらう」と言ったが、「今なら安くできる」「早くしたほうがいい」と急かされ、180万円の屋根工事の契約をした。契約書は「一式」となっていて工事の詳細がわからず、金額に見合う工事がされるのか不安だ。

台風後に業者が訪問し屋根を無料点検



屋根の壊れた写真を見せられる



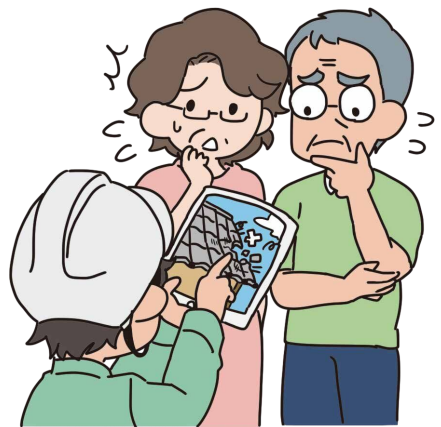
「大変なことになる」など不安をあおられる



修理工事を勧められて契約



工事代が高額で詳細がわからず不安…



## 火災保険で住宅修理ができると勧誘

「火災保険を使った屋根等工事の見積もりをする」と業者の訪問を受けた。「火災保険を使えば自己負担なしで修繕できる」「保険の申請手続きを代行する」と言われて、損がないのであればと思い保険金の申請サポートを契約した。その後、保険会社の査定が見積もりどおりとは限らないと思い、勧誘自体が不審に思えてきた。

修理代は保険金でまかなえます

保険申請の手続きを代行します

保険で他の箇所も修理できます



保険会社の査定が業者の見積もりどおりにならない？不審…

## こんな手口にご用心！

実際は、  
点検だけではすまない

「無料で点検する」  
「点検だけさせて」  
と電話や訪問で勧誘

実際は、  
本当に修理が必要かわからない  
契約内容を説明しない

「すぐに修理しないと大変」  
「保険の請求期限が切れる」  
と不安をあおり焦らせる

実際は、  
保険申請の代行契約で、解約す  
るとキャンセルが発生する

「保険で自己負担なく修理」  
「うちが申請サポートすると  
〇〇万円もらえる」とお得感を演出



## どうすればいい…？



### トラブルにあわないためのチェックポイント



- 業者の点検や訪問を断る
- その場で契約しない（慌てない）
- 必要ない契約はきっぱりと断る
- 見積もりは他業者と比較し検討
- 契約内容（工期や費用等）を十分確認
- 加入している保険会社に確認する
- 保険手続き（内容確認や請求）は自分で行う
- 契約後不安になったり、望まない契約をした場合は、まず、お住まいの消費生活相談窓口にご相談しましょう



**注意！** 業者に保険申請を代行・サポートしてもらう際に、業者がうその理由で保険金請求すると、知らない間に詐欺に加担するおそれも！

## その他のトラブル事例

### ● 公的機関からの委託を受けたと称し点検する

「県の防災部署から委託されている。先日、地震があったので点検に伺いたい。」と電話があり、高齢の母親が訪問を承諾した。母親から話を聞いて不審に思い、県の担当部署に問い合わせしてみたが、そのような事業は行っていないことがわかった。



不安に思ったとき、トラブルにあった時は、お住まいの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

**消費者ホットライン（局番なし）188**（身近な消費生活相談窓口につながります）

## ●消費生活相談事例●



### スポーツジム高額契約解約できない

スポーツジムを訪れ、お試しでパーソナルトレーニングを体験した。体験後に一通りの説明を聞かされ、提示された確認書にチェックして30万円のコースを申し込んだ。その後、高額なのでやはり解約したいと思い、ジムに解約と返金を申し出たところ、「確認書に、一度申し込みしたコースの料金は返金できないと記載があるため、返金には応じられない」と言われた。  
(倉敷市：女性)

#### 消費者へのアドバイス

近年、スポーツジムやフィットネスクラブなどを利用する人が増加し、トラブルの相談も増加傾向にあります。特に解約申出の際に「契約期間中は解約できないと言われた」、「高額な中途解約料を請求された」のような解約に関する相談が多く寄せられています。スポーツジム等の契約は原則クーリング・オフができません。契約書面や利用規約を必ず確認し、解約条件や解約した場合の違約金などについてスタッフに説明を求め、十分確認しておきましょう。

## ●消費生活トピックス●

### 自転車でも加害者に！～保険加入はお済みですか？～

自転車は、被害者になるばかりでなく相手が自転車や歩行者である場合、加害者になる場合があります。自転車事故で相手に重傷等を負わせ、裁判で1億円近い損害賠償を命じられたケースもあります。交通ルールを守り自転車を安全に利用することはもちろん、交通事故に備えて、自転車損害賠償責任保険（共済）に加入しましょう。岡山市では、令和3年4月、「岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例」が施行され、自転車を利用する者は、自転車損害賠償責任保険（共済）への加入が義務付けられています。



## 令和5年度 消費生活講座

消費者のみなさんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供します。

回	日時	テーマ	場所
3	11月17日(金曜日) 13:30～15:00	●食品の安全とリスク(仮称) 講師：中国四国農政局	きらめき プラザ3F 301会議室
4	令和6年2月16日(金曜日) 13:30～15:00	●消費生活相談最前線(仮称) 講師：岡山県消費生活センター	

受講希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※参加費無料。来場には公共交通機関の利用にご協力ください。定員100名先着順です。日時、講師、会場等が変更となる場合があります。